

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月28日（金）午後2時00分から午後2時32分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（19人）

松本吉充
松田浩一郎
萩本一浩
鞍本敏男
有馬日夫
笹岡健一
矢鉾次義
湯野和也
内田孝光
木村秀子
橋本一郎
平野英明
宮本光次郎
上原誠
本田友治
吉永安圭美
黒田浩一郎
松田林一
湯治裕子

4. 欠席委員
なし

5. 出席推進委員（26人）

吉田和功
本田あゆ子
廣瀬範明
齊藤光幸
中田千代志
井戸繁夫
益田知明
森本健
澤野豊美
川上貴博
山崎嘉智
石田雄一
西田ちみ子
高木淳

杉本秀雄
瀬本浩和
杉山秀治
槌田浩二
久保田幸男
草原光雄
宮崎修
村田裕之
緒方道弘
金水光
宮山卓也
岩村広人

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|-------------------------|
| 第1 | 議案第77号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第78号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第79号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第80号 | 農地法第5条事業計画変更申請について |
| 第5 | 議案第81号 | 基盤強化法（農用地利用集積計画の公告）について |
| 第6 | 議案第82号 | 農用地利用集積等促進計画について |
| 第7 | 議案第83号 | 非農地証明願について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
主幹	小山	貴晴
参事	井上	真由美
主任	竹見	清之
主事	村田	茜

8. 会議の概要

事務局長

総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

ご発言につきましては、会場の正面に設置しております演台の場所にて発言をお願いいたします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いいたします。

それでは、ただいまから2月の総会を開会したいと思います。

本日、欠席の委員はありません。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

皆さん、こんにちは。

それでは、2月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

15番 松田浩一郎委員、16番 矢鉾次義委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。今月は法の性質上、先に審議しなければならない議案がありますことから、議案書の議案番号順とらず、前後して進行しますので、よろしくお願いします。議案77号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします

事務局

議案第77号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおりに付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が3件、贈与による取得が2件ありました。地目は、田 1万2,981平方メートル、畑 710 平方メートル、計 1万3,691 平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします

1番、昭和。

推進委員

昭和の齊藤です。2月24日、松田委員と現地の確認に行っていました。渡人は、現在離農し、営農されておりません。受人は株式会社として農業経営をしており、今現在、昭和でトマトを中心に作付けしております。問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします

議長

2番、龍峯。

推進委員

2番の案件をご説明致します。25日、笹岡委員と現地を見てまいりました。売渡人は現在大阪に在住しておられ、営農はしないということでありまして、譲渡人と譲受人が親戚関係であるため、贈与ということになっております。何ら問題ないと思います。審議よろしくお願い致します。

議長

3 番、金剛

推進委員

金剛の西田です。3 番の案件について説明いたします。2 月 22 日、内田農業委員と現地確認を行ないました。現地は、水島町のほぼ中央部にあり、周りは水田やハウスが広がっています。現在は父親が借りている農地にトマトと水稻を作っております。今回相手方の要望があり、借りていた農地を受贈することになりました。これからも農業の発展に頑張っていきたいとのことでしたので、地元といたしましても何ら問題ないと思います。どうぞ審議方よろしくお願いいたします。

議長

4 番、千丁。

推進委員

千丁地区の槌田です。4 番について説明します。25 日に上原農業委員他 3 名と現地確認を行いました。譲渡人は高齢で営農しておらず、後継者もないということです。譲受人は相手方の要望と規模拡大を図り、水稻を作ることです。問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

5 番、千丁。

推進委員

千丁地区担当の草原です。申請番号 5 番について説明します。2 月 25 日、上原委員、最適化推進委員 3 名で申請地の現地確認を行ないました。譲受人は、妻の実家の農業を手伝っております。自宅の隣接地にある遊休地を取得して、野菜栽培を始めたいとの思いから申請に至っております。譲渡人はハウスでアスパラ栽培を営んでいる農家ですが、当該農地は、長期休耕地で、利用されていません。申請地は周辺農地への影響はなく、遊休農地防止の観点からも地元としては何ら問題はないと考えていますので、ご審議方新型よろしくお願いいたします。

事務局

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可いたします。

	次に、議案第 78 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 78 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案書 3 ページのとおり付議いたします。 今月の申請は 1 件で、その内容は、議案書記載のとおりです。 それでは、農地転用許可の立地基準について説明いたします。 1 番の案件は、用途地域内の農地であるため、第 3 種農地に区分され、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。 次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。 それでは、ご審議方よろしく願いいたします。
議長	ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。 1 番、麦島。
推進委員	植柳・麦島地区担当の川上です。申請番号 1 番について説明します。2 月 20 日、矢鉾農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、永年宅地の庭として利用されており、周辺に農地はなく、何ら問題ないと思いますが、相続人の方が手続きするにあたり、登記地目が畑であることが判明し、調査したところ、農地法の許可を得ていなかったそうです。始末書が添付されております。ご審議方よろしく願いします。
議長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし) 異議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可いたします。 次に、議案第 80 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局	議案８０号 農地法第５条事業計画変更申請について、議案書１１ページのとおり付議いたします。 今月の申請は１件で、その内容は、議案書記載のとおりです。 １番の案件は、平成２２年８月２３日付けで、農地転用許可を受けた事業計画について、当初事業計画者の事業遂行が困難になったため、許可後、分筆し、承継者に変更し、かつ事業計画の目的を変更するために必要となる承認申請です。当初の転用目的は、個人住宅として利用するものでしたが、許可後、分筆し、内１区画に個人住宅を１棟建築し利用する内容となっています。申請地は、第３種農地に区分され、転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であること、などから、承認できると判断しました。 なお、この案件については、議案第７９号 農地法第５条の規定による許可申請について、４ページの申請番号３番と同時に申請がなされております。 それでは、ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。
	１番、宮地。
推進委員	宮地地区担当の澤野です。２月２２日、有馬農業委員と現地に行つてまいりました。この議案は昨年１０月と同じ内容で、転用者が違うだけです。５条と同時申請となりますので、よろしくお願ひします。それと、隣接に農地はなく、被害を与える恐れはありませんでした。以上です。
議長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし) 異議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手全員ということで認めることと致します。よつて申請を許可いたします。 次に、議案第７９号 農地法第５条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第７９号 農地法第５条の規定による許可申請について、議案書４ページから５ページのとおり付議いたします。 今月の申請は、所有権移転が３件、使用貸借権が１件、地上権が１件の合計の５件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。 それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。 ４ページの１番の案件は、農業公共投資の対象となつていない、１０ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第２種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。２番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内に農地ですが、おおむね５００ｍ以内に新八

	代駅がある農地のため、第2種農地に区分され、土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。3番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。5ページをお願いします。5ページの4番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。6番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。 次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。 それでは、ご審議方よろしくお願いたします。
議長	ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。
	1番、松高。
推進委員	松高地区担当の井戸です。申請番号1番について、ご説明いたします。2月21日、鞍本農業委員と申請地を確認致しました。申請地は、〇〇町の△△△△△△△□側〇〇〇メートルぐらいの住宅地の中に位置し、隣接地に農地はありません。譲渡人は2人おられ、1人は高齢で無職、あと1人は70代で、農業をやっておられますけれども、後継者はいません。譲受人は△△△△△と□□□□□□□□を主な業務としている会社で、社員用駐車場と業務用トラック置き場として駐車場を拡張整備するための申請です。万が一、事業計画において苦情等の申し入れがあった場合には、事業計画者において責任を持って対処するということですので、何ら問題はないかと思います。ご審議方よろしくお願いたします。
議長	2番、太田郷。
推進委員	太田郷地区担当の益田です。申請番号2番について説明します。2月25日、有馬農業員と申請地の確認を行ないました。申請番号2番は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の△側□□□メートル先の住宅地にあり、転用の目的は来客用の駐車場が不足し、新たに来客用の駐車場を整備する計画です。以上、申請番号2番につきましては、申請地周辺に農地はなく、担当として何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いたします。
議長	3番、宮地。
推進委員	先ほど説明させていただきましたが、今回のこの件は5条の事業計画変更と5条申請の同時申請となっております。借家住まいで、手狭となったため、住宅を建てるということでした。〇〇〇〇の△側の段々畑のところで、隣接に農地はなく、被害を与える恐れはありません。よろしくお願いたします。

議長

4 番、麦島。

推進委員

植柳・麦島地区担当の川上です。申請番号 4 番について説明します。2 月 2 0 日、矢鉾農業委員と申請地の確認を行ないました。申請地の転用目的は、周辺での賃貸住宅のニーズが増え、住宅地として適しており、貸家 4 棟を建築したいということです。申請地は、住宅や道路に囲まれており、周辺に農地はなく、何ら問題ないと考えていますので、ご審議方よろしくお願いします。

議長

5 番、二見。

推進委員

二見担当の瀬本です。5 番について説明します。2 月 2 3 日、平野農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は〇〇〇町△△△△△から□□に〇〇メートルくらい上がった場所にあり、現況畑に△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△△株式会社が太陽光発電をするものです。周り東側畑、西側道路、南・北側畑で、日照、排水ともに問題なく、周辺住民にも説明済みであり、担当として、問題ははないと思います。ご審議方よろしくお願いします

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可致します。

議案第 8 1 号 農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 8 1 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第 5 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画を、議案書 7 ページから 4 5 ページのとおりに付議いたします。

今月は、貸借権設定が 5 9 件、面積は 3 0 万 1, 6 9 8 平方メートル、所有権移転が 1 1 件、面積は 5 万 3, 5 1 5 平方メートルです。これら、申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、各要件を満たしていると考えます。

なお、この基盤強化法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる、優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。

議長

ます。

以上で説明を終わります。

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

次に、議案第82号 農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 第82号 農用地利用集積等促進計画について 議案書46ページから71ページのとおりに付議いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。今回の案件は、一括契約が49件、更新が5件、再配分が2件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。

議案 第82号 の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議長

議案第83号 非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第83号 非農地証明願について、議案書72ページのとおりに付議します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。1番の案件は、山林であることの証明願です。申請地は、以前より山林として利用していましたが、今

	般、地目が畑であることが判明しました。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、2月5日に、龍峯地区農業委員、農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。ご審議方お願いいたします。
議長	ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから、説明をお願いします。
	1 番、龍峯
推進委員	龍峯の森本です。今説明いただきましたとおりでございますので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし) 異議がなければ挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。 本日本日の議案は全て終了しました。 今月は、許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約届、非農地判断通知がありましたので報告いたします。これをもちまして、2月の八代市農業委員会の総会を閉会いたします。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和7年2月28日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員